



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

## 「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

消費者トラブルは  
悩まず早めに相談を！

### 見守り 新鮮情報①

#### \*家電量販店でカードが使われた!? 不審な電話に注意

家電量販店を名乗り、「あなたのキャッシュカードが使われている」と電話があった。その後、預金保険機構というところから電話があり、カードの暗証番号を伝えた。するとさらに警察からも電話で、「犯人を捕まえた。利用停止にするので、預金保険機構の人がカードを取りに行く」と言われ、受け取りに来た預金保険機構の職員を名乗る人にキャッシュカードを渡した。確認したら口座から50万円引き出されていた。(80歳代 女性)

#### 【ひとこと助言】

家電量販店や百貨店等が、直接顧客に対して「店頭であなたのカードが別の人に使われている」等と電話をすることはありません。このような電話があったらすぐに切りましょう。警察や公的機関、金融機関の職員等が、電話で暗証番号を聞くことや、カードを預かりに行くことはありません。絶対に他人にキャッシュカード等を渡したり、暗証番号を教えたりしないようにしましょう。少しでも怪しいと思ったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

### 見守り 新鮮情報②

#### \*まつ毛美容液 目の痛みや契約トラブルも

ネット通販で、まつ毛美容液を購入した。1回目はお試し価格で安かった。使い始めて10日程経つと目の周りが腫れてきたので皮膚科を受診したところ、アレルギーと診断された。2回目の商品が届いたので解約の連絡をすると、1回目のお試し価格と通常価格との差額約1万円を支払うよう言われた。(60歳代 女性)

#### 【ひとこと助言】

「まつ毛美容液」を使用して、まぶた等、肌に赤み、かゆみ、痛み、腫れ等の異常や、目に痛みや違和感があらわれたときには、すぐに使用を中止し、症状によっては皮膚科や眼科を受診しましょう。その際、商品を持参するとよいでしょう。ネット通販の場合、1回だけのつもりで購入したものの定期購入となっていて、トラブルが生じているケースも多くあります。購入の条件等詳細をよく確認することが大切です。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

\*以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋

## 消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）  
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

